

平成 25 年 9 月 30 日

IOSCOによる最終報告書「『IOSCO証券規制の目的と原則』原則6、 7の実施状況に係るテーマ別レビュー」の公表

証券監督者国際機構（IOSCO）は、本日、「『IOSCO 証券規制の目的と原則』原則6、7の実施状況に係るテーマ別レビュー」と題する最終報告書（以下、「本報告書」という。）を公表した。

IOSCO は、世界的な金融危機への対応の一環として、2010 年、IOSCO 原則に原則6及び7を取り入れた。この新しい原則は、規制の要件及び枠組みが、証券市場におけるリスク、及び、証券規制当局がシステムリスクに対処し、金融の安定性を維持するための役割を果たす必要性に十分対処していないという特定の懸念に対処することを意図していた。

IOSCO 原則6は、規制当局に対し、当局の権限に合ったシステムリスクの監視、軽減、管理のプロセスを有する或いはそのプロセスに貢献することを要求している。

IOSCO 原則7は、規制当局に対し、定期的に規制の境界線を見直すためのプロセスを有する或いはそのプロセスに貢献することを要求している。

IOSCO 原則は、効果的かつ堅固な証券規制の基本原則をまとめたものとして承認された一連のハイレベルな国際的基準である。

IOSCO 原則6、7のテーマ別レビュー（以下、「本レビュー」という。）は、IOSCO メンバー間の IOSCO の原則や基準の完全で効果的かつ継続的な実施を促進するために 2012 年に設立された IOSCO のアセスメント委員会によって実施された、最初のレビューである。

本レビューの目的は、IOSCO メンバーの法域におけるこれらの原則の実施の寸評を提供する点及び優れた取組みを特定し共有する点にあった。また、本レビューは、全ての IOSCO メンバーに対して、これらの原則の実施の重要性を呼びかけることも意図していた。

本レビューは、オランダ AMF の Gert Luiting 氏がリーダーとなり、オーストラリア、フランス、インド、日本、ルクセンブルグ、イギリス、アメリカの証券監督者、そして IOSCO 事務局によって構成されたレビューチームによって行われた。

主要結果：

本レビューにおいて、本レビューに参加した 31 の法域が、これらの原則の実施のために意義のある取り組みを行ってきたことが明らかになった。

本レビューにおいて、システミックリスクを特定するためのプロセス及び手順の発展が順調に進んでいることが明らかになった。

本レビューは、システミックリスクを管理、軽減するためのプロセスを発展させるための、更なる作業の必要性を指摘した。

本レビューにおいて、多くの法域において、規制の境界線の見直しのプロセスが発展してきたことも判明した（そのうちの多くが公式な形というよりは非公式な形のプロセスであった）。本レビューでは、メンバーが、この原則によって求められている結果を達成するために彼らの責任、権限、目的をより明確化させる余地があると考えている。

提言：

本報告書は、IOSCO メンバーが、システミックリスク及び規制の境界線の見直しのプロセスを発展させ、組み込んでいくことを支援するために 10 の提言を作成している。

これらの提言は、以下の領域をカバーしている。

1. 既存のリスクマネジメントの枠組みへの統合、システミックリスクの定義の明確化、システミックリスク及び規制の境界線のレビューに関する法域における責任の明確化を含む、プロセスの実施構造
2. アクセス可能かつ、信頼性があり、良質なデータを体系的かつ堅固に分析する必要性、リスクを理解するにあたっての市場参加者の関与、証券市場の発展をレビューするプロセスを含む、規制当局が発展させていくべきプロセスの側面

3. 確立された手順及び取り決めのもとでの、法域間及びクロスボーダーの協力及び協調

4. プロセスを効果的かつ有意義なものにするための組織文化及びリソースの調達

IOSCO 代表理事会 Greg Medcraft 議長は、本報告書を歓迎した。

彼は、次のように述べた。

「この報告書は、メンバーが、システミックリスクについてのプロセスを設計・改善し、規制の境界線の見直しを続ける際の助けとなる。本報告書は、我々の基準がより有益となり、意義を有し、実施されるために必要な精度を与えてくれるだろう。」

さらに、彼は次のようにも述べた。

「組織文化及びリソースの調達についての提言は、特に重要である。これらの提言は、システミックリスク及び規制の境界線の見直しに関する手段に対する認識を高める重要性に焦点を当てている。我々は、これらの手段が有意義かつ建設的な方法で使われることを確実とするための、職業的懐疑心を奨励する必要がある。」